

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

(法人の名称) 一般社団法人古家空家調査連絡会

1 事業実施の方針

- ・住宅確保要配慮者の住まい探しに係る相談を実施、希望の家賃、場所など聞き取りを行い、宅建業者と連携し住宅確保に努める。
- ・電話、SNS、訪問により定期的に対象者と連絡を取り、見守りを行う。生活相談を受ける中で聞き取った課題に対して、各関係機関と連携し、解決に繋がるよう手続きや情報提供、支援を行う。
- ・当団体のサポートメンバーである各専門家（弁護士、司法書士、税理士、建築士、宅建士など）と適宜連携を取り、住宅確保要配慮者に対する課題解決、居住支援に努める。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	対象者の範囲及び 予定人数	事業費 の予算 額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	① 住まい探しに係る相談 無料 ② 不動産店への同行、内覧同行 無料 ③ サブリース 料金は物件による	事務所 福岡市内	2名	住宅確保要配慮者 全般 10名	1,250
法第62条第三号に掲げる業務	① 電話、SNSによる定期的な見守り 月額2,000円～(状況により費用発生) ② 訪問による見守り 訪問ごとに10,000円～(状況により費用発生) 別途当社規定による交通費 ③ 各種手続き、情報提供など日常生活支援	事務所 支援対象者宅	2名	住宅確保要配慮者 全般 10名	

	1 回 5,000 円～（状況により費用発生）				
法第 62 条第 4 号に掲げる業務	予定なし				
法第 62 条第 5 号に掲げる業務	予定なし				
法第 62 条第 6 号に掲げる業務	弁護士、司法書士、税理士、宅建士など 当団体サポートメンバーである専門家 と勉強会を開催	福岡市 内	2 名	各専門家 15 名	

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・福岡市居住支援協議会へ参加 ・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	空家活用において共同事業体を組む福岡市社会福祉協議会や、これまでの事業の中で関りを持った各専門事業者と連携し、個々の課題解決に向けて協働し、解決へと導く。

人材育成 支援業務に係る 人材の確保及び資 質の向上に関する 取組について記載 してください。	団体内での情報共有、事例検証、勉強会の開催。 研修会への参加し、要配慮者への支援について理解を深めるとともに、他団体の事例を学び、より良い支援に努める。
--	---

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。